

令和 2 年度
事業報告書

令和 3 年 6 月

独立行政法人北方領土問題対策協会

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	2
(2) 業務内容	2
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	3
4. 中期目標	4
(1) 概要	4
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標等	4
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
6. 中期計画及び年度計画	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
(1) ガバナンスの状況	8
(2) 役員等の状況	10
(3) 職員等の状況	10
(4) 重要な施設等の整備等の状況	10
(5) 純資産の状況	11
(6) 財源の状況	11
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	11
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	12
(1) リスク管理の状況	12
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	12
9. 業績の適正な評価の前提情報	13
10. 業務の成果と使用した資源との対比	15
(1) 自己評価	15
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	16
11. 予算と決算との対比	17
12. 財務諸表	18
(1) 貸借対照表	18
(2) 行政コスト計算書	18

(3) 損益計算書	18
(4) 純資産変動計算書	19
(5) キャッシュ・フロー計算書	19
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	20
(1) 貸借対照表	20
(2) 行政コスト計算書	20
(3) 損益計算書	20
(4) 純資産変動計算書	20
(5) キャッシュ・フロー計算書	20
14. 内部統制の運用に関する情報	21
(1) 内部統制の運用	21
(2) 監事監査	21
(3) 入札及び契約に関する事項	21
(4) 予算の適正な配分	21
15. 法人の基本情報	22
(1) 沿革	22
(2) 設立根拠法	22
(3) 主務大臣	22
(4) 組織図	23
(5) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地	23
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	23
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	24
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	24
16. 参考情報	26
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	26
(2) その他公表資料等の説明	27

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、特殊法人北方領土問題対策協会を引き継ぐものとして、平成15年10月1日に設立されました。

以来、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業（以下「四島交流事業」という。）、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究、北方地域に生活の本拠を有していた者（以下「元島民」という。）に対する援護事業、北方地域旧漁業権者や元島民等に対する事業の経営と生活の安定を図る融資事業を実施してまいりました。

組織運営につきましては、業務の見直し、業務運営の効率化に伴う経費節減等、業務運営の効率化に取り組んでいます。また、コンプライアンスを維持するための内部統制の確立に取り組むとともに、情報セキュリティを含めた個人情報の管理を特に重要なリスクに掲げその対応を図っているところです。

北方領土問題は、第二次世界大戦の末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明した後にソ連軍が北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島をいう。）に侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、さらには北方領土を一方的にソ連領に編入するなどし、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方領土を占拠し続けていることから生じています。これは、領土という国家の基本に関わる問題であり、北方領土問題の解決は我が国の外交にとって最重要の課題の一つとなっております。我が国固有の領土である北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉とともに、国民の正しい理解と支援・協力が不可欠です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国で展開されている啓発事業、北方四島在住ロシア人との交流事業など多くの事業が制約を課せられました。これらの状況を返還運動の発想転換の好機とも捉え、関係機関・団体と連携を密にとり、事業を実施して参ります。

北方領土問題の解決は、我が国とロシア両国間の最大の懸案事項であり、一日も早くこの問題が解決し、平和条約が締結され、真の友好関係が結ばれることが必要です。協会は、これからも北方領土問題等の解決の促進を図るために邁進していく所存ですので、今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会
理事長 諸 星 衛

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的としています。

また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第 2 条第 2 項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的としています。（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号。以下「協会法」という。）第 3 条）

(2) 業務内容

協会は、協会法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行っています。

- ① 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発
- ② 四島交流事業
- ③ 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究
- ④ 元島民に対する必要な援護
- ⑤ ①～④の業務に附帯する業務
- ⑥ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（独）北方領土問題対策協会の政策体系図

北方領土問題解決への道筋（イメージ）〈国の政策、協会業務の背景〉

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結するという一貫した基本方針

北方領土をめぐる外交交渉

北方領土返還に向けた環境整備（本土・四島）

- ・ 国民世論の啓発
 - ・ 元島民等の援護
 - ・ 交流等事業の推進
 - ・ 隣接地域の振興 等
 - 「新しいアプローチ」
 - ・ 共同経済活動
- （北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律）
（北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律）

北方領土問題対策協会が果たすべき役割（独立行政法人北方領土問題対策協会法）

- 国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究、元島民等の援護及び旧漁業権者等への融資について、政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図る。

〈本中期目標のポイント〉

理事長のリーダーシップの下、日露関係や元島民の高齢化など情勢変化を的確に見極めつつ、政策目的や目標に立ち返って取組の改善を重ね、政策実施機関としての機能を最大化

国民世論の啓発

- 真の国民運動として若年層など運動の裾野の拡大
- 情報発信の大胆な強化

四島交流事業

- 情勢変化にも対応しつつ、計画等に基づき着実に実施
- 世論啓発にも資する参加者やプログラムの検討、発信強化

調査研究

- 関係機関等にとって最も関心の高いテーマの選定
- これまでの調査研究成果の整理

元島民等援護

- 助言を含めた元島民の活動支援
- 情勢変化にも対応しつつ、自由訪問支援を着実に実施

元島民等への低利融資

- きめ細かな相談等対応
- 必要に応じた融資メニューの見直し

4. 中期目標

(1) 概要

平成30年4月～令和5年3月を対象期間とする第4期中期目標を内閣府及び農林水産省から示されています。

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、70年以上にわたり今もなおロシアが法的な根拠なく占拠し続けており、我が国は、北方領土問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針として、日露両首脳間の交渉を始め、様々なレベル、分野での外交交渉が粘り強く続けられています。これらの外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められています。

そうした中で、協会は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を担うことが求められています。

また、協会が、理事長のリーダーシップの下、外交交渉等の情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆かつ不断に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関としての機能を最大化することが求められています。

※ 詳細につきましては、以下リンク先に掲載の第4期中期目標を御覧ください。

https://www.hoppou.go.jp/organization/plan/index.html#phase_4_1

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等

協会では、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。各々の業務内容を基にしており全部で五つに区分しております。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから二つの勘定に区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	勘定区分
ア 国民世論の啓発	一般勘定
イ 四島交流	
ウ 調査研究	
エ 元島民等の援護	
オ 貸付業務	貸付業務勘定

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【経営理念】

国民世論の啓発、四島交流事業、北方領土問題等についての調査研究、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を担うとともに、関係機関・団体等と密接な連携を保ち、能率的かつ効果的な業務運営を実施する機関となることを理念としています。

【運営方針】

- ・法人としての説明責任を十分に果たすため、指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスの明確化及び文書主義の徹底に努めます。
- ・業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事機能の実効性の更なる向上や、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに努めます。
- ・情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行し、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上することに努め、計画的な人材の確保・育成の取組を進めます。

【職員行動指針】

- ・法令や諸規程を遵守し、誠実に自己の職務に精励しなければならない。
- ・自らの役割をしっかりと理解した上で、それぞれの職務に専念しなければならない。
- ・予算の執行及び会計処理の適正を期すため、適正な会計・契約処理を行わなければならない。
- ・個人情報、法人文書及び職務上知り得た秘密を厳正に管理するとともに、情報セキュリティ対策の向上に努めなければならない。
- ・説明責任を果たすべく、適時適切な情報開示に努めなければならない。
- ・安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、秩序と活力のある職場環境の形成に努めなければならない。

6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

※ 詳細につきましては、第4期中期計画及び年度計画を御覧ください。

https://www.hoppou.go.jp/organization/plan/index.html#phase_4

第4期中期計画	令和2年度 年度計画
1. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上	
(1) 国民世論の啓発（重要度及び難易度高）	
①北方領土返還要求運動の推進	
②青少年や教育関係者に対する啓発	
③国民一般に対する情報発信	
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な事業を実施するための調査の実施（初年度、期間中に少なくとも2回）。 ・事業参加者の若年層の割合及び初参加者の割合の増加（29年度比増）。 ・啓発施設の各年度の集客数の増加（前中期目標期間の年度平均比増） ・HPに掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増。 ・SNS等による各年度の情報発信件数の増加（29年度比20%増）。 ・SNS等による情報発信の読者数又は反応数の増加（29年度比10%増）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者の若年層の割合及び初参加者の割合の増加（29年度比増）。 ・啓発施設の各年度の集客数の増加（前中期目標期間の年度平均比増） ・HPに掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増。 ・SNS等による各年度の情報発信件数の増加（29年度比20%増）。 ・SNS等による情報発信の読者数又は反応数の増加（29年度比10%増）。
(2) 四島交流事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信が積極的に行われるよう（SNSによる発信であれば一事業550件以上。）、必要な措置を講ずる。 ・事業参加者による事後活動について発信する仕組みを検討し、本中期目標期間第4年度から本格実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信が積極的に行われるよう（SNSによる発信であれば一事業550件以上。）、必要な措置を講ずる。 ・事業参加者による事後活動について発信する仕組みを検討する。
(3) 調査研究	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査研究結果を整理し、一覧化してホームページに掲載する。（中期目標期間第2年度まで） ・調査研究内容についての評価を得る方策を導入し、実施する。（中期目標期間第3年度まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策の導入の検討を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果の引用・利活用の件数の測定方法を検討し、測定する。
(4) 元島民等の援護	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動ごとに効果的な実施等のための助言を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動ごとに効果的な実施等のための助言を実施する。
(5) 北方地域旧漁業権者等への融資	
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数増加（前中期目標期間最終年度比増）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数増加（前中期目標期間最終年度比増）。
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。 ・業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）は、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。 ・業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）は、前年度比1%の経費の効率化を図る。
(2) 財務内容の改善	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人会計基準改訂等により、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人会計基準改訂等により、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。
(3) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の充実強化と連動して、法人文書の管理、個人情報保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。 ・情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の充実強化と連動して、法人文書の管理、個人情報保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。 ・情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努める。

(注) 数値目標の設定がない項目については、記載を省略しています。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

協会の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、主務大臣は内閣総理大臣となっておりますが、業務の一部は内閣総理大臣及び農林水産大臣が主務大臣となっております、その状況は次のとおりです。

業務内容	主務大臣
役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項	内閣総理大臣
貸付業務に係る財務及び会計に関する事項	内閣総理大臣及び農林水産大臣
一般業務に関する事項	内閣総理大臣
貸付業務に関する事項	内閣総理大臣及び農林水産大臣

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、内部統制の目的が、協会の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制、その他協会の業務の適正を確保するための体制を整備し、協会のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化してきたところです。

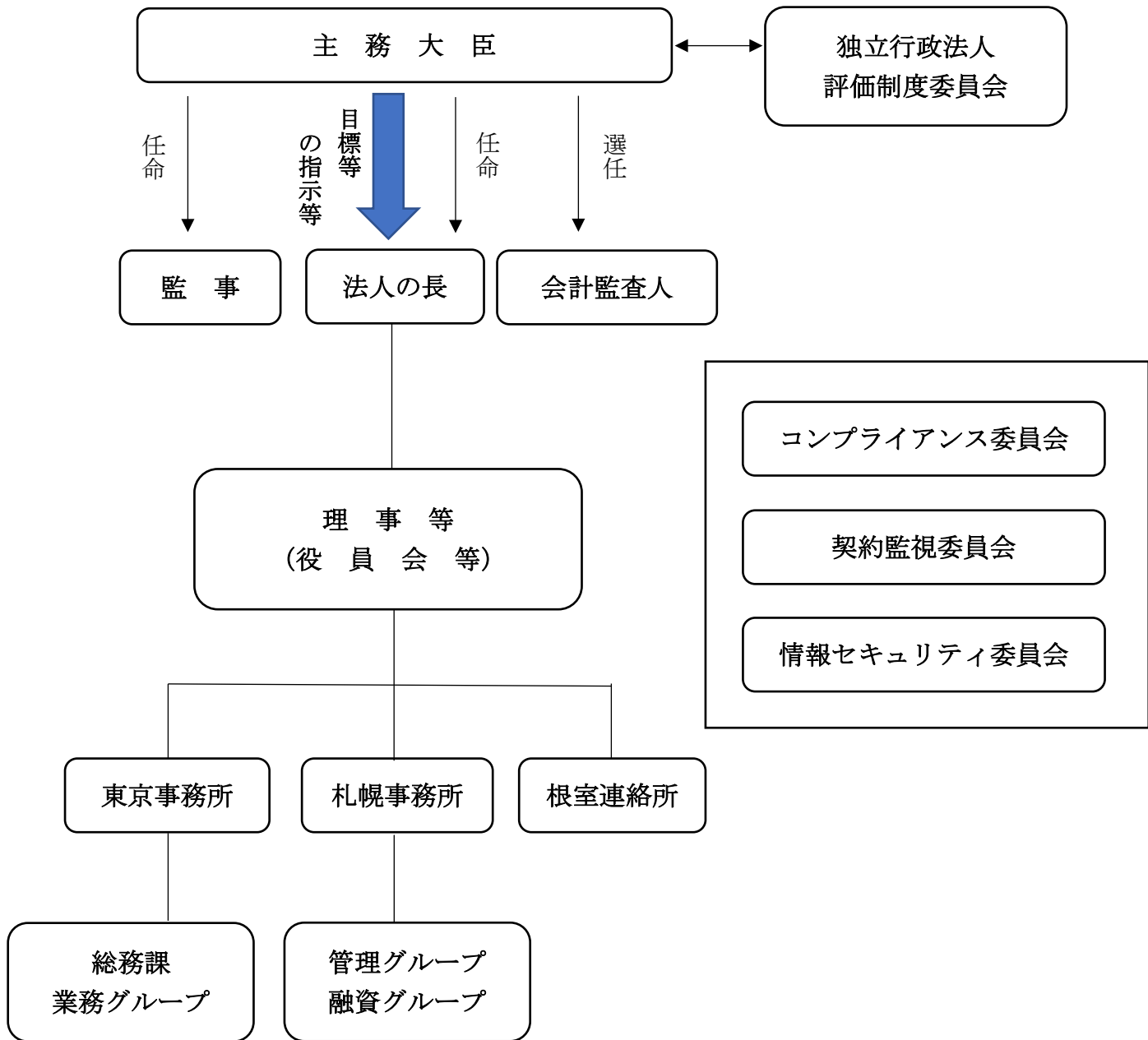
また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、コンプライアンス委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。

※ 内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

<https://www.hoppou.go.jp/organization/pub-info/index.html>

北方領土問題対策協会のガバナンス体制図

目標案の諮問・答申等



(2) 役員等の状況

① 役員等の状況

(令和3年3月末現在)

役職・担当	氏名	任期	経歴
理事長	諸 星 衛	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	元 (財) NHK インターナショナル理事長
理事(常勤)	山 谷 英 之	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	前 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青年国際交流担当)
理事(非常勤) 返還運動関係	野 並 晃	自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日	公益社団法人日本青年会議所会頭
理事(非常勤) 調査研究(教育)関係	赤 坂 寅 夫	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	東京学芸大学講師(非常勤)
理事(非常勤) 外交関係	渡 邊 修 介	自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 12 月 31 日	元 在アゼルバイジャン特命全権大使
理事(非常勤) 北海道関係	中 野 祐 介	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	北海道副知事
監事(非常勤) 札幌事務所	越 前 雅 裕	自 平成 30 年 8 月 1 日 至 令和 4 事業年度の 財務諸表承認日	公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター副会長兼専務理事
監事(非常勤) 東京事務所	鳥 山 亜 弓	自 平成 30 年 8 月 1 日 至 令和 4 事業年度の 財務諸表承認日	弁護士、公認会計士

② 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は、令和2年度末現在 22 人(前年度末 20 人)であり、平均年齢は 44.7 歳(前年度末 44,9 歳)となっています。このうち、国等からの出向者は 3 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

当該項目については該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

当該項目については該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

当該項目については該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	256,070	0	0	256,070
資本金合計	256,070	0	0	256,070

② 目的積立金等の状況

目的積立金及び繰越積立金はございません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：千円)

区 分	金 額	構成比率
収 入		
運営費交付金	1,333,129	90.9%
貸付事業費補助金	105,283	7.2%
貸付金利息収入	27,223	1.9%
その他	86	0.0%
合 計	1,465,721	100%

(注) 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

② 自己収入に関する説明

一般業務勘定の事業では、期中における預金利息などを徴収したことにより、20千円の自己収入を得ています。

また、貸付業務勘定の事業では、北方地域旧漁業権者などに対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通したことにより、貸付金利息など27,289千円の自己収入を得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

社会及び環境への配慮の方針として、環境物品等の調達を推進を図るための方針を定めており、環境物品の調達に努めています。また、業務における環境配慮については、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

理事長、監事及び会計監査人とのディスカッションや研修等により、法人内部のガバナンスの強化に努め、内部統制の推進に取り組んでいます。コンプライアンス規程に基づき、必要に応じて外部有識者を含めた委員の意見を聴取・アドバイスをいただき、組織運営に活かしています。

特にリスク管理については、情報セキュリティインシデントの発生や個人情報の漏洩が組織共通の重大なリスクであることから、リスク発生時における対応を定め、日常業務において徹底するよう機会を捉えて役職員に注意喚起を行うとともに、職員の意識向上を図るため、研修を実施しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 業務の見直し

国民世論の啓発事業を中心に事業の有効性や費用対効果の検証を行い、検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善及び効率化を行っています。令和2年度は、4事業を廃止し、3事業の拡充を行いました。

② 組織共通の重大なリスクへの対応状況

(ア) 情報セキュリティインシデントの発生

リスク発生時の報告・連絡体制、対応すべき事項、教育計画等を含めた情報セキュリティポリシーを策定し、リスクが発生した際に対応ができるよう具体的に定めています。また、国等が実施する研修に担当職員を受講させているほか、全役職員を対象として、情報セキュリティの教育研修、訓練を年に1回は実施しています。さらに、監査により運用が適切になされているかの確認を実施しています。これらの取組により、リスク発生時の対応なども含め、常日頃から適切な対応がとれるよう努めています。

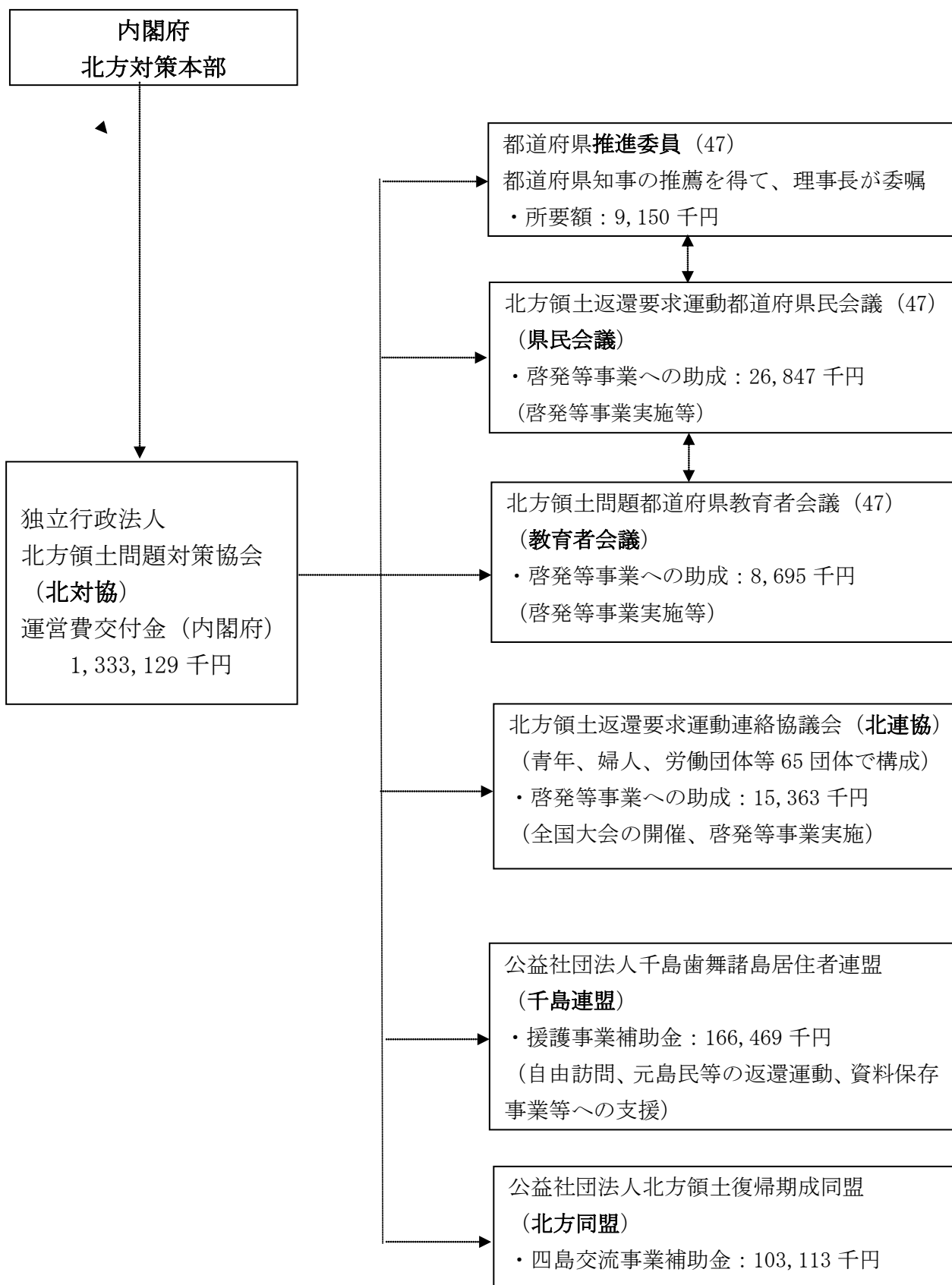
(イ) 個人情報の漏洩

リスク発生時の報告・連絡体制、対応すべき事項等を含めた保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を策定し、リスクが発生した際に対応ができるよう具体的に定めています。また、国等が実施する研修に担当職員を受講させています。さらに、監査により運用が適切になされているかの確認を実施しています。このような取組により、リスク発生時の対応なども含め、常日頃から適切な対応がとれるよう努めています。

※ 詳細につきましては、業務実績報告書を御覧ください。

https://www.hoppou.go.jp/organization/plan/index.html#phase_4_7

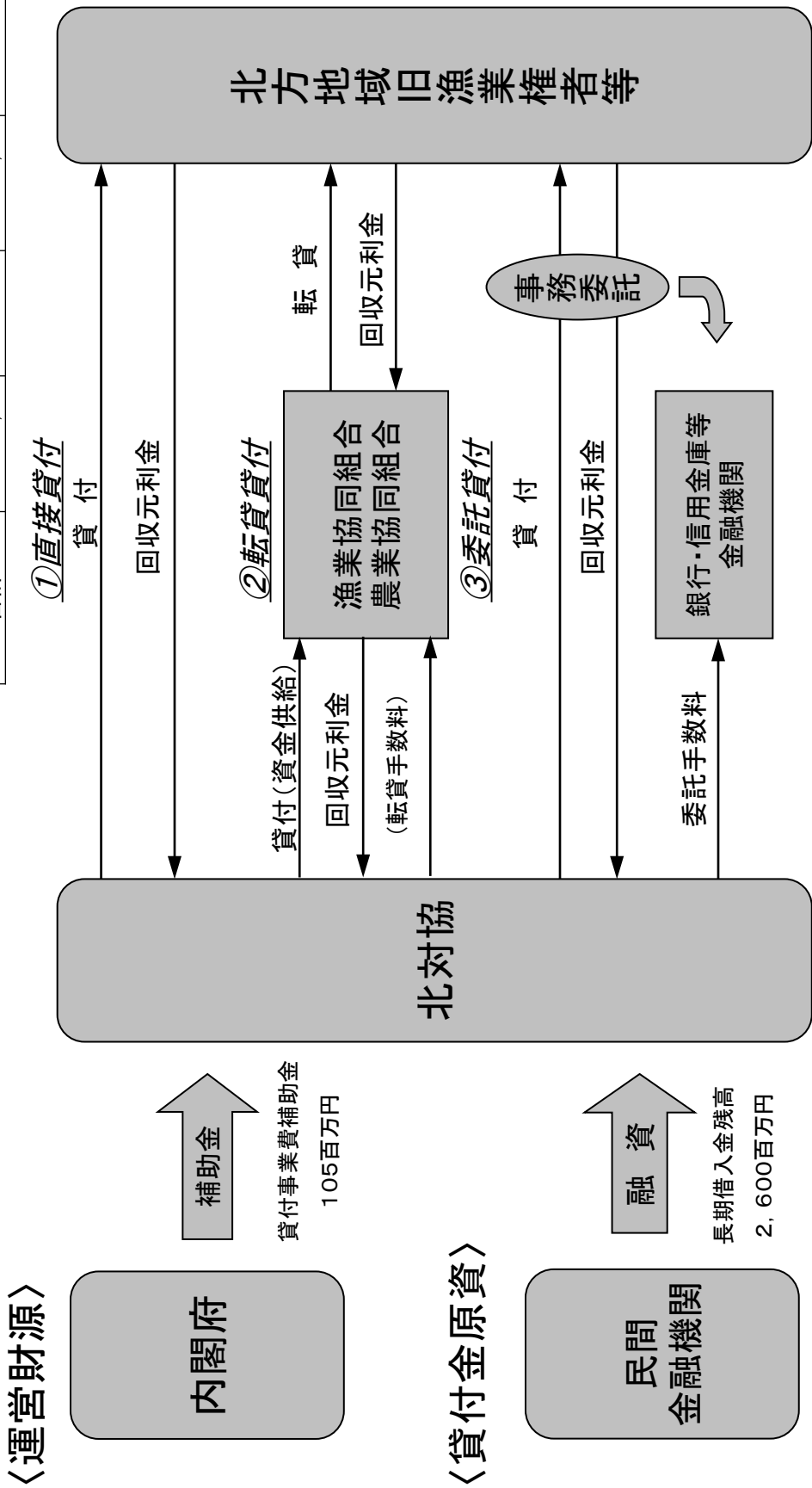
9. 業績の適正な評価の前提情報



貸付業務概略図

(令和3年3月末時点、金額：百万円)

貸付方法	件数	比率	金額	比率
① 直接貸付	2,024	83.9%	802	24.7%
② 転貸貸付	224	9.3%	1,304	40.2%
③ 委託貸付	163	6.8%	1,141	35.1%
合計	2,411	100.0%	3,247	100.0%



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

令和2年度は、年度計画及び第4期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み、中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

業務ごとの評価と行政コストとの関係については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	評価 (注)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
(1) 国民世論の啓発 (重要度及び難易度高)	B	284,068
①北方領土返還要求運動の推進	B	
②青少年や教育関係者に対する啓発	B	
③国民一般に対する情報発信	B	
(2) 四島交流事業	B	343,657
(3) 調査研究	B	18,685
(4) 元島民等の援護	B	190,092
(5) 北方地域旧漁業権者等への融資	B	141,910
II. 業務運営の効率化に関する事項		
(1) 業務の見直し	B	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	B	
(3) 給与水準の適正化		
①一般管理費の削減	B	
②業務経費の効率化		
III. 財務内容の改善に関する事項		
(1) 運営費交付金金額策定	B	
(2) 一般業務勘定		
(3) 貸付業務勘定		
(4) 重要な財産の処分等に関する計画		
IV. その他の事項		
(1) 内部統制の充実・強化	B	
(2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	B	
(3) 人事・労務管理	B	
(4) 施設及び整備に関する計画	B	
法人共通		84,470
合計		1,062,881

(注) 評価区分

S：法人の活動により、中期計画における初期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

- A：法人の活動により、中期計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：法人の活動により、中期計画における初期の目標を達成していると認められる。
- C：法人の活動により、中期計画における初期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：法人の活動により、中期計画における初期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価	B	B	—	—	—
理由	いずれも項目別評価はB評価が大部分であり、概ね中期計画における初期の目標を達している。				

(注1) 30年度より、第4期中期目標期間に入っている。

(注2) 評価区分

- S：法人の活動により、全体として中期計画における初期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：法人の活動により、全体として中期計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体として概ね中期計画における初期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における初期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における初期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

11. 予算と決算との対比

(単位:千円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収 入			
運営費交付金	1,333,129	1,333,129	
貸付事業費補助金	152,837	105,283	注1
貸付金利息収入	28,336	27,223	注2
参加費収入	624	0	注3
事業外収入	105	69	
政府受託収入	70,775	0	注4
その他の収入	—	16	
計	1,585,806	1,465,721	
支 出			
北方対策事業費	1,121,512	741,709	注5
貸付業務関係経費	79,885	42,900	注6
一般管理費	51,956	38,077	
人件費	261,678	232,700	注7
受託業務費	70,775	0	注4
計	1,585,806	1,055,385	

(注) 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(注1) 短期・長期借入金の支払利息減少、貸倒引当金戻入益の計上等により収支差補助に不用額が生じた

(注2) 貸付実績が計画を下回ったことによる減少

(注3) 新型コロナウイルス感染症の影響により訪問事業が中止になったことによる減少

(注4) 新型コロナウイルス感染症の影響により受託事業である受入事業が中止になったことによる減少

(注5) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小・中止になったことによる減少及び入札差額等による経費の削減

(注6) 短期・長期借入金の支払利息減少

(注7) 職員の入替わりによる減少

※ 詳細につきましては、決算報告書を御覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	5,095,145	流動負債	864,093
現金及び預金（＊１）	1,862,016	長期借入金（一年以内返済予定）	751,000
貸付金	3,199,156	預り補助金等	12,501
賞与引当金見返	18,577	未払金	71,570
その他	15,396	引当金（賞与引当金）	18,577
		その他	10,445
固定資産	525,171	固定負債	2,127,239
有形固定資産	310,685	資産見返負債	121,964
無形固定資産	18,452	長期借入金	1,848,500
投資その他の資産	196,033	引当金（退職給付引当金）	149,776
		その他	6,999
		負債合計	2,991,332
		純資産の部	
		資本金	256,070
		資本剰余金	968,024
		利益剰余金	1,404,890
		純資産合計（＊２）	2,628,983
資産合計	5,620,315	負債純資産合計	5,620,315

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

項目	金額
損益計算書上の費用	1,051,211
経常費用（＊３）	1,046,040
臨時損失（＊４）	5,171
その他行政コスト（＊５）	11,670
行政コスト合計	1,062,881

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(3) 損益計算書

(単位：千円)

科目	金額
経常費用（＊３）	1,046,040
北方対策業務費	819,688
貸付業務費	14,238
一般管理費	187,112
財務費用	25,003
経常収益	1,464,934
運営費交付金収益	1,282,566
補助金等収益	96,899
自己収入等	30,696
その他	54,774
臨時損失（＊４）	5,171
当期総利益（＊６）	413,723

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(4) 純資産変動計算書

(単位：千円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	256,070	979,694	991,166	2,226,930
当期変動額				
その他行政コスト (* 5)		△ 11,670		△ 11,670
当期総利益 (* 6)			413,723	413,723
当期末残高 (* 2)	256,070	968,024	1,404,890	2,628,983

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

項 目	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	809,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,568
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 524,664
資金増加額	274,688
資金期首残高	587,328
資金期末残高 (* 7)	862,016

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：千円)

項 目	金 額
資金期末残高 (* 7)	862,016
定期預金	1,000,000
現金及び預金 (* 1)	1,862,016

※ 詳細につきましては、財務諸表を御覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和2年度末の資産残高は、5,620,315千円となっており、その大宗は貸付金並びに現金及び預金となっています。負債残高は2,991,332千円となっており、その大宗は、貸付金の原資とするための長期借入金です。主に貸付業務勘定における貸付金残高が減少したことにより、負債が前年度比で452,254千円減(13.1%減)となっています。

純資産の残高は2,628,983千円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金968,024千円を有しておりますが、これは協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金等によるものです。

(2) 行政コスト計算書

損益計算書上の費用及び、減価償却相当額及び除売却差額相当額等のその他行政コストを合算した行政コスト総額は1,062,881千円となっております。

(3) 損益計算書

経常費用は1,046,040千円、経常収益は1,464,934千円であり、当期純利益は413,723千円となっております。経常費用の主なものには、国民世論の啓発等を行うため北方対策業務費819,688千円、一般管理費187,112千円がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小・中止を余儀なくされたこと、また、入札差額、経費の節約を行うことにより、一般業務勘定において当期総利益は413,723千円となっております。なお、貸付業務勘定では、国から収支差補助を受けていることから、基本的には損益が生じない構造となっております。

(4) 純資産変動計算書

資本剰余金が11,670千円減少しておりますが、これは固定資産の除却、減価償却等が主な要因となっております。利益剰余金は、一般業務勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小・中止を余儀なくされたこと、また、入札差額、経費の節約により当期総利益が413,723千円増加しております。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、貸付業務勘定における貸付金回収による収入が貸付けによる支出を上回ったことが主な要因で809,920千円の資金増となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産等の取得による支出が主な要因で10,568千円の資金減となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは、貸付業務勘定における長期借入金の借入に対して返済が上回ったことが主な要因で524,664千円の減少となっております。

これにより令和2年度において、資金増加額が274,688千円となり、期末残高は、862,016千円となっております。

14. 内部統制の運用に関する情報

協会は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、協会法又はその他の法令の適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

（1）内部統制の運用

役員及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制の整備等を目的としてコンプライアンス委員会を設置し、定期的に内部統制の状況を確認しています。

（2）監事監査

監事は、協会の業務及び会計に関する監査を行っています。監査では、書面監査及び実地監査を実施しており、各担当から実情の聴取、決裁書類、保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ等を行い、監査の結果は報告書として理事長に通知しています。

（3）入札及び契約に関する事項

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行っています。

令和2年度においては、令和3年度の調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行い、令和3年6月に開催し、令和2年度の調達実績について点検・見直しを行う予定です。

（4）予算の適正な配分

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、11月、1月、3月の役員会において、各部から予算執行状況の報告及び予算の見直しを行っています。

※ 令和2年度の役員会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、持ち回りにて開催しました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 44 年 10 月 特殊法人北方領土問題対策協会

平成 15 年 10 月 独立行政法人北方領土問題対策協会

なお、協会の前身となる特殊法人北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）の沿革は次のとおりです。

旧協会は、昭和 44 年 10 月、北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため全国的な規模で啓発宣伝活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から、北方領土問題対策協会法（昭和 44 年法律第 34 号）に基づき、当時の「北方協会 ※1」の業務全部及び「南方同胞援護会 ※2」の業務の一部を承継して設立されました。

※1 北方協会

北方地域旧漁業権者等法に基づき、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通し、これらの者の営む漁業その他事業とその生活の安定を図ることを目的として、昭和 36 年 12 月に設立されました。

※2 南方同胞援護会

昭和 32 年 9 月 1 日、南方同胞援護会法に基づき、沖縄・小笠原等南方地域に関する調査研究、啓もう宣伝、同地域の居住者の援護等を行うことを目的として設立されましたが、昭和 34 年の法改正により、北方地域を対象として同種の事業を行うこととされました。（昭和 48 年 3 月 31 日解散）

(2) 設立根拠法

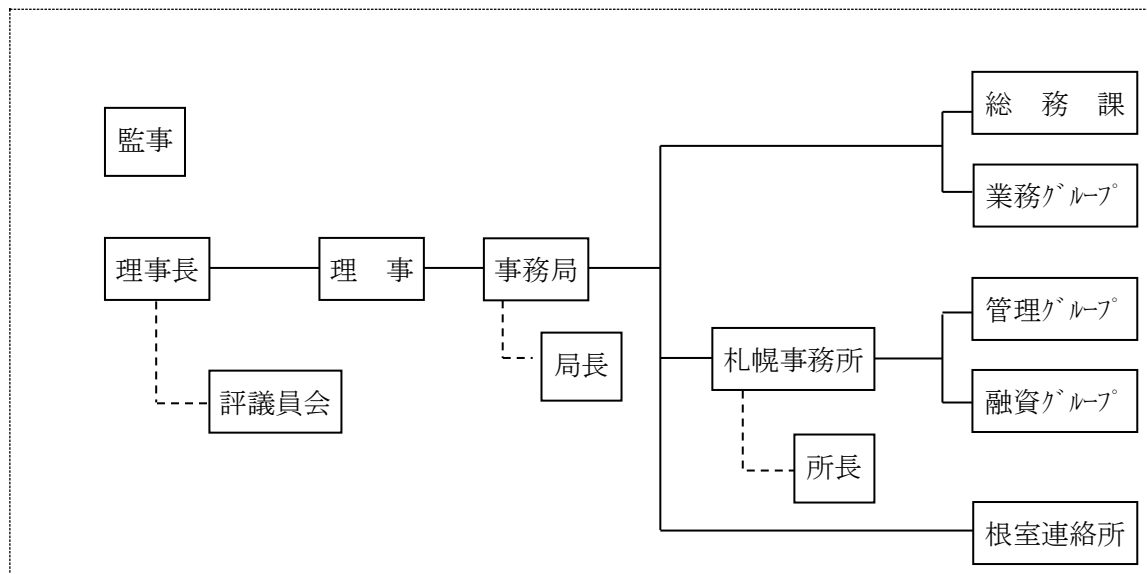
独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

(3) 主務大臣

内閣総理大臣（内閣府北方対策本部）

農林水産大臣（水産庁漁政部水産経営課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地

協会の組織については、協会法第4条により東京に主たる事務所（事務局）を置くほか、協会組織規程（平成15年10月1日施行）第2条により札幌事務所、根室連絡所を次のとおり置いています。

〔東京事務局〕

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル
TEL 03-3843-3630 FAX 03-3843-3631

〔札幌事務所〕

〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル
TEL 011-205-6121 FAX 011-205-6124

〔根室連絡所〕

〒087-0028 北海道根室市大正町2丁目12番地 千島会館内
TEL 0153-23-3501

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

関連公益法人として、元島民等で構成されている公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟（以下、「千島連盟」という。）、公益社団法人北方領土復帰期成同盟（以下、「北方同盟」という。）があり、千島連盟は、元島民等の援護を効率的に実施するため、援護事業補助金を交付しています。

北方同盟は、北海道内における北方四島交流訪問事業を効率的に実施するため、北方四島交流補助金を交付しています。

※ 詳細については、附属明細書を御覧ください。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	6,314,324	6,183,456	5,624,219	5,670,516	5,620,315
負債	4,161,690	3,784,292	3,522,152	3,443,586	2,991,332
純資産	2,152,634	2,399,164	2,102,067	2,226,930	2,628,983
行政コスト	—	—	—	1,563,704	1,062,881
行政サービス実施 コスト	1,274,094	1,235,576	1,274,760	—	—
経常費用	1,350,073	1,367,882	1,352,024	1,404,764	1,046,040
経常収益	1,518,774	1,532,891	1,498,453	1,546,017	1,464,934
当期総利益	168,360	259,039	146,396	138,841	413,723
業務活動による キャッシュ・フロー	259,719	414,507	△13,634	409,081	809,920
投資活動による キャッシュ・フロー	△3,672	△4,931	△27,474	△54,977	△10,568
財務活動による キャッシュ・フロー	△176,884	△262,979	△301,665	△124,055	△524,664
資金期末残高	553,457	700,053	357,280	587,328	862,016

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	1,338,208
貸付事業費補助金	153,363
受託収入	70,775
貸付金利息収入	28,299
参加費収入	624
事業外収入	58
計	1,591,327
支 出	
北方対策事業費	1,132,286
貸付業務関係経費	75,328
受託業務費	70,775
一般管理費	51,260
人件費	261,678
計	1,591,327

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない場合がある。

② 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	1,563,088
経常費用	1,563,088
北方対策事業費	1,091,716
貸付業務関係経費	75,328
受託業務費	70,775
一般管理費	42,250
人件費	261,678
減価償却費	21,341
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	1,563,088
運営費交付金収益	1,293,133
貸付事業費補助金収益	148,858
貸付金利息収入	28,299
受託収入	70,775
参加費収入	624
事業外収入	58
資産見返負債戻入	21,341
資産見返運営交付金戻入	18,063
資産見返補助金戻入	3,278
臨時利益	—
当期純利益	—
目的積立金取崩額	—
当期総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない場合がある。

③ 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	4,925,625
業務活動による支出	2,938,640
投資活動による支出	49,580
財務活動による支出	1,835,200
翌年度への繰越金	102,205
資金収入	4,925,625
業務活動による収入	2,459,774
運営費交付金による収入	1,338,208
貸付事業費補助金による収入	153,363
貸付回収による収入	868,447
貸付金利息収入	28,299
その他の業務収入	71,457
投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,360,700
前期からの繰越金	105,151

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない場合がある。

16. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金 : 現金、普通預金、定期預金等

貸付金 : 一般債権及び貸倒懸念債権から貸倒引当金控除後の残高

賞与引当金見返 : 中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる賞与引当金に見合う額

その他（流動資産） : 事務所借料等の前払費用、未収利息等の未収収益等

有形固定資産 : 建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品など協会が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産 : ソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産

投資その他の資産 : 破産更生債権（貸倒引当金控除後の残高）、敷金及び保証金（事務所等の敷金）、退職給付引当金見返（中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる退職給付引当金に見合う額）

長期借入金（流動負債） : 一年以内返済予定の長期借入金

預り補助金等 : 令和2年度貸付事業費補助金の国庫返還金

未払金 : 期末において未払となっている債務及び社会保険料の事業主負担分等

引当金（賞与引当金） : 期末決算日以降に支給される賞与のうち役職員の当期勤務期間に対応する部分の見積額

その他（流動負債） : 未払利息等の未払費用、預り金、短期リース債務等

資産見返負債 : 運営費交付金及び補助金等で取得した資産の残存簿価

長期借入金（固定負債） : 上記一年以内返済予定以外の長期借入金

引当金（退職給付引当金） : 期末決算日現在における役職員の退職一時金の見積額

その他（固定負債） : 資産除去債務、長期リース債務等

資本金 : 特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等

資本剰余金 : 協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金、事務所敷金

利益剰余金 : 一般業務勘定における中期目標期間中の利益及び特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された貸付業務勘定における積立金

② 行政コスト計算書

経常費用 : 一般業務勘定及び貸付業務勘定における業務に要した費用、給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費、受託業務費、財務費用（長期借入金等の支払利息）など

臨時損失 : 固定資産除売却損

その他の行政コスト : 減価償却相当額（償却資産のうち、特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等の減価償却

費)、利息費用相当額(資産除去債務の時の経過により発生する計算上の利息)、除売却差額相当額(特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産の除却時の残存簿価)

③ 損益計算書

北方対策業務費：一般業務勘定における業務に要した費用
貸付業務費：貸付業務勘定における業務に要した費用
一般管理費：給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費
財務費用：長期借入金等の利息の支払に要する経費
運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した収益
補助金等収益等：国からの補助金のうち当期の収益として認識した収益
自己収入：貸付金から得た利息収入、預金利息、貸倒引当金戻入益、雑益
その他(経常収益)：資産見返負債戻入、賞与引当金見返・退職給付引当金見返に係る収益
臨時損失：固定資産の除却損

④ 純資産変動計算書

当期首残高：今年度期首における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高
当期変動額：その他行政コスト及び当期総利益の変動額
当期末残高：期末における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー
：協会の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、国からの運営費交付金、補助金、貸付金の回収・利息等の収入、業務の実施による経費や人件費等

投資活動によるキャッシュ・フロー
：固定資産の取得による支出、定期預金預入及び払戻

財務活動によるキャッシュ・フロー
：借入による収入、借入金返済による支出、リース債務返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています
・令和2年度業務実績報告書